

令和3年川南町教育委員会第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和3年9月22日(水) 午前9時30分～午前11時15分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本 幹夫教育長、川添 健一教育長職務代理者、
富山 美津子委員、小嶋 久美子委員、黒木 実委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 関係職員 山本博課長、平部至識教育対策監、押川明雄課長補佐兼生涯学習係長
橋口実課長補佐
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和3年川南町教育委員会第9回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより富山美津子委員を指名します。

○富山委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。従って、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。9月の報告事項でございます。9月は3日に議会が開かれまして、7日に本会議で一般質問、教育課関連は2つの一般質問が行われました。議会最終日の17日には、議会全員勉強会ということで、8月12日に提出されました学校規模適正化審議会の答申書の内容について報告を行いました。19日は、社会福祉協議会の採用面接に参加しました。明日から29日まで川南町文化芸術展ということで、文化ホールホワイエに作品が展示されています。24日は、教職員の人事異動説明会になっていますので、対策監とともに参加します。10月の予定ですが、1日行政経営会議、3日小学校運動会、6日東児湯校長会、7日町校長会となっております。これまで延期となっておりました山茶花ふれあい学園開講式が12日に行われます。13日には、通山小学校の支援訪問がありますので、参加をよろしくお願ひします。夜は、PTA会長会に参加して、答申内容等について説明をしたいと考えています。それから、新中学校の住民説明会を行うということで、これまでもお伝えをしておりましたが、衆議院議員選挙等の関係で日程調整に手間取っておりました。17日の午前10時から山本小学校、午後1時から多賀小学校の各体育館で

行います。同じく31日の午前10時から川南小学校、午後1時から東小学校、午後3時から通山小学校の各体育館で行います。行政無線での広報及び小中学校、保育園、幼稚園の保護者には案内文書を出す予定としています。次に課長、お願いします。

○課長

2ページをお願いします。

1番目 9月議会についてです。9月17日(金)に終了しました。提案した議案は、全て可決となりました。教育課関係の補正予算は、(1)から(8)に記載してあるとおりです。

2番目になります。教育委員についてです。黒木実委員が9月30日で任期満了となり委員を退任されますことを受け、後任として本多京子氏が承認されました。本多氏について、御紹介をさせていただきます。本多京子氏は、東平下に居住されており、長男、次男とともに畜産業を営まれています。口蹄疫後の平成23年からJA尾鈴の女性部長を務められ、長きにわたり尾鈴地域の畜産復興に御尽力されています。PTA活動も積極的に参加してこられています。平成29年4月から民生委員、同年5月からは学校評価委員として、更に平成31年4月から今年度8月末まで社会教育委員として御活躍され、学校教育や社会教育に御尽力いただいています。

3番目です。諮問していた新中学校について、学校規模適正化審議会から答申をいただきましたので、議会本会議終了後に議会全員勉強会に教育長、私、橋口補佐の3名で出席し報告を行いました。

4番目 新中学校住民説明会についてです。10月17日(日)と31日(日)に各小学校で住民説明会を行います。

5番目は、10月3日(日)開催の小学校運動会についてです。町長部局からは、日高町長、押川副町長が出席されます。教育委員会からは、坂本教育長、平部対策監が出席します。

6番目は、小中学校の修学旅行の日程について記載をしていますので、御確認をお願いします。

7番目 小中学校の少年団、部活動についてです。9月末までは、県独自の「緊急事態宣言」となっていますが、9月4日(土)から自校での活動のみ可としています。一般社会人への学校施設の貸し出しについては、緊急事態宣言中は行わないことにしています。以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

まず、児童生徒の状況についてです。

現在、本町の児童生徒数は小学校が835名、中学校が455名、合計1290名で、8月から児童生徒数が1名増えております。現在、コロナウイルスに感染して学校を休んでいる児童生徒や、家庭内感染が疑われることから自宅待機をしている児童生徒は、いません。8月27日の2学期の始業式の欠席者数は、小学校と中学校、合わせて107名、そのうちコロナ不安による欠席者数が小学校と中学校、合わせて57名でした。その他、児童生徒の生命に係る事故や問題等については、特にあがってきておりません。

フロンティアルームの通室状況は、5名で増減なしです。

次に教職員の状況についてですが、8月から本日に至るまで、交通違反や交通事故の報告は、挙がってきておりません。今後も、校長会や教頭会の折に、交通安全とともに交通ルールを遵守するよう職員に対して指導をお願いしていきたいと考えております。

これまでの行事ですが、9月12日に、町内の中学校で体育大会が行われました。今後の行事ですが、10月3日に小学校の運動会、9日に国光原中の文化祭、翌日10日に唐瀬原中の文化祭、抜けておりますが、13日に通山小の学校支援訪問、26日に福岡の中村学園大学の山本教授に来町していただき、ICT活用に関する授業研究会を行う予定です。

その他でございます。まず、学習指導面についてであります。過日、全国学力学習状況調査の結果が戻って参りました。表にありますように、小学校6年生は国語と算数、中学校3年生は国語と数学を受けております。小学校6年生の国語は、全国と同じ正答数、算数は全国に比べて0.6ポイント低くなっております。中学校3年生の国語につきましては、全国に比べて0.8ポイント、数学についても0.8ポイント、低くなっております。ここには載せておりませんが、経年比較で見えますと、学校によっては伸びが見られることから、少しずつですが、学力向上の兆しが見られてきています。これからは各学校においてタブレット端末の活用はもちろん、授業改善に取り組んでいただき、児童生徒に学ぶ楽しさ、そしてできる喜びを味わわせていければと思っております。教育委員会としまして、ホチキス留めの別紙1ページと2ページにありますとおり、私が全国学力学習状況調査を観てみて、どのような視点を授業の中に位置づけていけば、全国学力学習状況調査の問題に対応できる児童生徒が育成できるかということをもとめましたので、それを各学校に送付しております。また、指導主事が新学習指導要領に基づく指導の充実を図るために、3ページにあります「川南版 主体的・対話的で深い学びのポイント」をリーフレットにまとめて、職員に配付しております。

次に、宮崎日日新聞の「宮日こども新聞」の全校全学級の配付についてです。全国学力学習状況調査の質問紙において、全国、本県、本町の児童生徒の新聞を読んでいる児童生徒の割合が少ないという結果が出ています。インターネット上のニュースで情報が入りやすくなった時代なので、保護者の新聞購読者数も年々減ってきており、当然と言えば当然の結果かもしれません。でも、このような時代だからこそ、子どもたちには、できれば週に1回は新聞を読んで、活字に触れてもらいたいと考えています。そこで、教室でいつでも子どもたちが新聞を手にする、そして読める環境づくりをしたいと考え、山本課長と川南の宮崎日日新聞の販売店に出向いて、町内の小中学校すべての学級に1冊「宮日こども新聞」を無料で提供できないかと相談したところ、将来の川南の子どもたちのためです、喜んで協力させていただきますとの回答をいただき、9月4日(土)から各学級に配付されております。

次に、本町における新型コロナウイルス感染症に係る対応等についてです。8月27日に文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が取りまとめられたことを踏まえ、4ページから8ページにありますように、昨年度8月6日付けで作成されました「川南町版 新型コロナウイルス感染症対策に係るガイドライン」を一部改訂するとともに、新たに9ページの「新型コロ

ナウイルス感染症に係る学校等の対応」、10ページの「新型コロナウイルス感染症の陽性者（児童・生徒）が出た場合の学校等の対応」を作成し、9月14日の臨時校長会で検討の上、新型コロナウイルス感染症に対する対応について共通理解を図ったところがあります。今、起案中で教育長の了承が得られ次第、各学校に送付し、周知徹底していくこととしております。

最後になりますが、英検の中学校3年生の受験申込み状況は、そこに載せてあるとおりです。以上です。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○富山委員

議会勉強会の内容を聞かせてください。

○課長

学校規模適正化審議会からの答申書について報告を行いました。

○小嶋委員

家族にコロナ感染者等がいなくても、本人に発熱等の風邪症状がある場合は出停扱いとなりますか。

○対策監

はい。

○小嶋委員

そのような児童生徒が長期に休むような現状がありますか。不登校との判別が難しいと思うのですが、本町ではそのようなケースは見られませんか。

○対策監

今のところ長期に休むような児童生徒はいませんが、もし出てきた場合には、保護者への聞き取りをしっかりと行った上で、校長が総合的に判断して、出席停止か事故欠を決めることとなります。

○川添委員

小中学校の修学旅行の行き先を教えてください。

○課長

通山小学校と多賀小学校は合同で鹿児島県を予定していましたが、県内へと変更しております。川南小学校は鹿児島県、山本小学校と東小学校も合同で県内を予定しています。両中学校は、長崎県・熊本県方面を予定しています。すべての学校において、詳細な行き先はまだ把握しておりません。

○川添委員

学校の統廃合に関する権限は教育委員会にありますが、町民の多くは町長の権限と思っているのではないかと思いますがいかがですか。

○教育長

誤解されている方は多いかもしれません。今後行う説明会でしっかりと説明し、最終的には議会の承認が必要であることも周知していきたいと思っております。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第2号は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めま

す。

○課長

報告第3号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、川南町社会教育委員の解嘱について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めます。専決第3号は、当該委員の本多京子氏について、川南町社会教育委員の委嘱を解くものです。解嘱日は8月31日です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

社会教育委員は何名ですか。

○押川補佐

川南町の社会教育委員は5名以内と規定されていますが、令和3年4月に委嘱した委員は4名となっています。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるとして」は、原案のとおり、承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるとして」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めます。専決第4号は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第8、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第5号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第5号は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第9、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第6号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第6号は、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第10、報告第7号「専決処分の報

告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第7号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第7号は、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第7号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第7号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第11、報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第8号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第8号は、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校の臨時的任用職員に内申するものです。

なお、期間は、令和3年9月19日から令和4年3月18日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

期間がこれまでの報告とは違い9月19日からの6か月間になっていますが何か理由がありますか。

○橋口補佐

これまでの報告は、任用の更新でしたので10月1日からとなっていましたが、今回の報告は、病気休職を取られている教諭の代替となりますので、この期間となります。

○教育長

他に意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第8号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第8号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第12、議案第1号「川南町スクールサポートスタッフ設置要綱を定めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「川南町スクールサポートスタッフ設置要綱を定める」につきまして、教員の事務作業の負担を軽減するため、教員に代わって資料作成や授業準備等を行うことで、教員が本来の教育活動に専念できる環境を整え、教員をサポートするスタッフに関することを定めるものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

議案の中に「設置要綱」と「配置要綱」とありますが、あえて使い分けられているのですか。

○課長

申し訳ありません。「配置要綱」に統一させてください。

○小嶋委員

わかりました。確認ですが、この議案が出ているのは、今後予算をつけてどこかの学校に配置されるということですか。

○課長

現在、川南小学校と唐瀬原中学校に1名ずつ配置されています。既に動いていますが、要綱が整備されていませんでしたので、今回提案するものです。

○小嶋委員

教員ではなく、一般の方を募集して採用するということですか。

○課長

はい。

○教育長

他に質問はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町スクールサポートスタッフ配

置要綱を定めるについては、原案のとおり、可決されました。日程第13、議案第2号「川南町社会教育委員の委嘱について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「川南町社会教育委員の委嘱について」は、川南町社会教育委員条例第2条の規定により川南町社会教育委員を委嘱するものです。当該委員に 山口浩二氏、伊木貴子氏の2名を委嘱するものです。

期間は、令和3年10月1日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○川添委員

お二人とも役場の職員だったと記憶しておりますが、現在は何をされているのですか。

○押川補佐

山口浩二氏は、役場を退職された後、学校給食共同調理場に勤務されています。現職時代、社会教育の分野に携わっておられたので、今回提案しております。

伊木貴子氏は、今年の3月に定年退職をされた方で、社会教育に携わっていたということではありませんが、ボランティアとして食育活動等を行っておられる方なので、提案をさせていただきました。

○川添委員

わかりました。

○教育長

他に質問はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

〔全員が举手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「川南町社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり、可決されました。日程第14、議案第3号「川南町立中学校の統合に係る基本方針の策定について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第3号「川南町立中学校の統合に係る基本方針の策定について」は、川南町立中学校の統合に係る基本方針を定めるものです。別紙にてお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。

少子化が進む中で、義務教育の3年間を過ごす中学生にとってよりよい教育環境にしたいとの観点から平成31年3月に両中学校の統廃合はやむなしとの結論に至りました。

この方針は、新しい学校づくりの方針として、4つの目指す学校像と9つの基本コンセプトからなります。町民にとっても魅力があり、活気に満ちて特色のある中学校を実現させるための基本方針となっています。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○富山委員

提案ですが、「TT」や「インクルーシブ教育」など聞きなれない言葉には、注釈を入れるといいのではないのでしょうか。

○課長

ご提案のとおり注釈を入れるように修正します。

○川添委員

些細なことなのですが、7ページの⑭に「野球・テニス・バレーボールなどの・・・」と記載がありますが、なぜサッカーは入っていないのでしょうか。競技人口はかなり多いと思います。

○課長

意図的に入れていないわけではありません。

⑭の記述は、「運動施設は、野球・テニス・バレーボールなどの各種町民運動で活用されるよう」を「運動施設は、町民も活用されるよう」と修正します。

○教育長

他に質問はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第3号について、採決します。お諮りします。本案は、修正案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第3号「川南町立中学校の統合に係る基本方針の策定について」は、修正案のとおり、可決されました。日程第15、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○橋口補佐

今回の定例会の後に、第1回総合教育会議を行いたいと考えております。

日程は、10月28日木曜日9時から定例会、10時30分から総合教育会議でお願いします。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。次回は、10月28日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、10月28日木曜日9

時から定例会、10時30分から総合教育会議を行うことに決定しました。これで、令和3年、第9回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和3年10月28日

川南町教育委員会 教育長

坂本幹夫

川南町教育委員会 教育委員

富山美津子